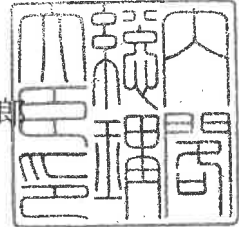




府益担第676号
令和3年6月11日

公益財団法人国際水泳殿堂・アジア
代表者 舎人 経昭 殿

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和3年6月11日 から 令和8年6月10日 まで